

定款細則 1

会員・会費運営規程

2013年 5月 29日改定

2021年 10月 1日改定

2022年 7月 1日改定

2023年 8月 18日改定

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 AIP（以下、「AIP」）定款第6条および定款第8条の規定に基づき、AIPの会員種別および入会金ならびに会費等に関する事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 この法人の会員は、次の4種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、法人の運営及び事業活動を推進する個人及び団体（定款第6条第1項に同じ）
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体
- (3) AIPCafe会員 この法人の目的に賛同し、AIPCafeの利用及び運営を支援する個人及び団体
- (4) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、支援・協業して事業を推進する法人・団体

(入会方法)

第3条 入会を希望するものは、定款第7条に従い入会申込みを行う。

- 2 入会を希望するものは、入会の承認を得た後、第4条、第5条で定める入会金及び年会費を遅滞なく納入しなければならない。

(入会金の金額)

第4条 入会金は以下のようにする。

運営会員	入会金 0円
賛助会員	入会金 0円
AIPCafe会員	入会金 0円
パートナー会員	入会金 0円

(会費の金額)

第5条 会員の納める年会費は、以下のようにする。

運営会員	1口 10,000円 (1口以上)
賛助会員 (寄付)	1口 3,000円 (1口以上)
AIPCafe 会員 (個人)	1口 20,000円 (1口以上)
AIPCafe 会員 (団体)	1口 30,000円 (1口以上)
AIPCafe 会員 (プレミアム)	1口 60,000円 (1口以上)
パートナー会員 (プラチナ)	1口 300,000円 (1口以上)
パートナー会員 (ゴールド)	1口 200,000円 (1口以上)
パートナー会員 (シルバー)	1口 100,000円 (1口以上)
パートナー会員 (ブロンズ)	1口 50,000円 (1口以上)

2 年会費は入会日に関わらず AIP の事業年度を単位として請求する。

但し、事業年度期首より 6 ヶ月を越えて入会を希望する場合には、初年度のみ、年会費を半額とする。

(会員資格取得日)

第6条 入会承認後、入会金および入会年度の会費の納入日をもって会員の資格を生ずるものとする。

(会費の納入方法)

第7条 会費の納入方法は、理事長が指定する銀行振込または Web 決済とする。

2 会費の納入に要する銀行振込手数料は、入会を希望するものまたは会員の負担とする。

(会費納入遅延に対する措置)

第8条 理事会は、この細則に定める会費の納入を遅延した会員に対して、総会における議決権行使の停止措置、および本会が行う一部の事業への参画を一時的に制限するものとする。

附則

- 1 この規程は 2011 年 12 月 8 日から施行する。
- 2 当規程の制定をもって 2003 年 3 月 31 日制定の「入会金および会費等に関する細則」は廃止とする。